

参考資料

(1) 庁舎等建設委員会

■ 条例

○宮古島市庁舎等建設委員会条例

平成17年10月1日

条例第27号

(設置)

第1条 宮古島市庁舎等（市長が必要と認める施設。以下「庁舎等」という。）に関し、必要な事項を調査審議するため、地方自治法（昭和22年法律第67号）第138条の4第3項の規定に基づき、宮古島市庁舎等建設委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2条 委員会は、市長又は他の執行機関の諮問に応じ、次の事項について調査審議する。

- (1) 庁舎等の位置及び敷地の選定に関すること。
- (2) 庁舎等建設の基本的事項に関すること。
- (3) その他必要な事項

(組織)

第3条 委員会は、委員20人以内をもって組織し、次に掲げるものの中から市長又は他の執行機関が委嘱し、又は任命する。

- (1) 知識経験者
- (2) 市職員

(任期)

第4条 委員の任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。

2 補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(委員長及び副委員長)

第5条 委員会に委員長及び副委員長を置き、委員長及び副委員長は委員の互選による。

2 委員長は、委員会を総理し、会議の議長となる。

3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 委員会の会議は、委員長が招集する。

2 委員会は、委員の過半数が出席しなければ会議を開くことができない。

(庶務)

第7条 委員会の庶務は、企画政策部企画調整課又は他の執行機関において処理する。

(委任)

第8条 この条例に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この条例は、平成17年10月1日から施行する。

■委員名簿

	所属	役職	氏名	備考
1	宮古島商工会議所	会頭	下地 義治	委員長
2	宮古島観光協会	会長	豊見山 健児	
3	宮古青年会議所	理事長	新里 政作	
4	宮古島市社会福祉協議会	会長	饒平名 建次	
5	宮古身体障害者連合会	会長	池間 太郎	
6	宮古島市都市計画審議会	副会長	友利 悦裕	
7	沖縄県建築士会宮古支部	支部長	長濱 毅	
8	沖縄県建設業協会宮古支部	支部長	長田 幸夫	
9	宮古地区婦人連合会	会長	島尻 清子	
10	はっぴい保育園	園長	田名 美和子	
11	宮古地区 PTA 連合会	会長	源河 雅人	
12	平良地域審議会	元会長	富浜 浩	副委員長
13	城辺地区地域づくり協議会	会長	神里 清春	
14	下地地区地域づくり協議会	会長	川満 省三	
15	上野地区地域づくり協議会	会長	垣花 徳亮	
16	伊良部地区地域づくり協議会	会長	比嘉 臣雄	
17	宮古土木事務所	所長	平良 雅彦	
18	宮古島市	副市長	長濱 政治	
19	宮古島市	企画政策部長	友利 克	
20	宮古島市	総務部長	宮国 高宣	

※前宮古地区 PTA 連合会長 友利正治氏（任期：H29.2.28～H29.5.24）

※前沖縄県建築士会宮古支部長 福原光勇氏（任期：H29.2.28～H29.6.29）

■開催日程

第1回 平成29年2月28日（火）

第2回 平成29年5月25日（木）

第3回 平成29年6月30日（金）

(2) 庁内検討委員会

■要綱

○宮古島市総合庁舎整備事業基本構想・基本計画庁内検討委員会設置要綱

平成28年9月30日

訓令第51号

(設置)

第1条 宮古島市総合庁舎整備事業基本構想・基本計画（以下「基本構想・基本計画」という。）を策定する目的で設置された、宮古島市総合庁舎整備事業基本構想・基本計画策定委員会（以下「策定委員会」という。）における検討内容について、庁内において検討することを目的に、宮古島市総合庁舎整備事業基本構想・基本計画庁内検討委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2条 委員会は、次に掲げる事項について調査し、検討する。

- (1) 基本構想・基本計画策定に関すること。
- (2) その他必要な事項に関すること。

(組織)

第3条 委員会は、委員長、副委員長及び委員で構成する。

- 2 委員長は、副市長をもって、副委員長は、振興開発プロジェクト局長をもって充てる。
- 3 委員会の委員は、別表第1に掲げる者をもって組織する。
- 4 委員は、委員の根拠となった職を離れたときは、委員の職を失うものとし、新たに委員の根拠となる職に就いた者が委員となる。

(任期)

第4条 委員の任期は、基本構想・基本計画策定の日までとする。

(委員長及び副委員長)

第5条 委員長は、委員会を代表し、会務を総理する。

- 2 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるとき又は欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 委員会の会議は、委員長が招集し、委員長が議長となる。

2 会議は、委員の半数以上が出席しなければ開くことができない。

3 委員長は、委員が欠席の場合、当該委員の代理者の出席を認めることができる。

(ワーキングチーム)

第7条 委員会に、総合庁舎整備事業基本構想・基本計画庁内ワーキングチーム(以下「ワーキングチーム」という。)を置き、審議に必要な事項について、調査・検討させ、委員会に報告させることができる。

2 ワーキングチームは、別表第2に掲げる者をもって組織し、リーダーに振興開発プロジェクト局次長を充てる。サブリーダーはメンバーの互選によって定める。

(庶務)

第8条 委員会の庶務は、企画政策部振興開発プロジェクト局において処理する。

(補則)

第9条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が委員会に諮って定める。

附 則

この訓令は、公布の日から施行する。

別表第1 (第3条関係)

庁内検討委員会

委員長	副市長
副委員長	振興開発プロジェクト局長
委員	企画政策部長
	総務部長
	福祉部長
	生活環境部長
	農林水産部長

	建設部長
	上下水道部長
	伊良部支所長
	観光商工局長
	教育部長
	生涯学習部長

別表第2（第7条関係）

庁内ワーキングチーム

リーダー	振興開発プロジェクト局次長
メンバー	企画政策部企画調整課長
	総務部総務課長
	総務部財政課長
	総務部契約検査課長
	総務部防災危機管理班長
	福祉部障がい福祉課長
	生活環境部健康増進課長
	農林水産部農政課長
	建設部都市計画課長
	建設部道路建設課長
	建設部建築課長
	上下水道部下水道課長
	上下水道部工務課長
	教育部教育総務課長
農業委員会事務局長	

■委員名簿

委員長	副市長
副委員長	振興開発プロジェクト局長
委員	企画政策部長
	総務部長
	福祉部長
	生活環境部長
	農林水産部長
	建設部長
	上下水道部長
	伊良部支所長
	観光商工局長
	教育部長
	生涯学習部長

■開催日程

- 第1回 平成28年12月26日(月)
- 第2回 平成29年2月14日(火)
- 第3回 平成29年7月18日(火)
- 第4回 平成29年10月10日(火)

(3) 策定委員会

■要綱

○宮古島市総合庁舎整備事業基本構想・基本計画策定委員会設置要綱

平成28年9月30日

訓令第50号

(趣旨)

第1条 この要綱は、宮古島市総合庁舎の建設に向けて、宮古島市総合庁舎整備事業基本構想・基本計画（以下「基本構想・基本計画」という。）策定を目的に、宮古島市総合庁舎整備事業基本構想・基本計画策定委員会（以下「委員会」という。）を設置し、組織及び運営に関し必要な事項を定めるものとする。

(所掌事務)

第2条 委員会は、市長の依頼に基づき、基本構想・基本計画に関し、次に掲げる事項を調査及び審議し、その結果を市長に報告するものとする。

- (1) 基本構想・基本計画策定に関すること。
- (2) 基本構想・基本計画策定に係る資料の収集及び調査に関すること。
- (3) その他基本構想・基本計画策定に必要なこと。

(組織)

第3条 委員会は、委員15名以内で構成する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから、市長が委嘱し、又は任命する。

- (1) 学識経験者
- (2) 地元関係団体
- (3) 行政関係者

3 委員は、委嘱の根拠となった公職又は団体等の職を離れたときは、委員の職を失うものとし、新たに公職又は団体等の職に就いた者が委員となる。

(委員長及び副委員長)

第4条 委員会に委員長及び副委員長を置き、委員の互選によってこれを定める。

- 2 委員長は、委員会を代表し、会務を総理する。
- 3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるとき又は欠けたときは、その職務を代理する。

(報酬及び費用弁償)

第5条 委員の報酬及び費用弁償については、宮古島市特別職の職員で非常勤のもの報酬及び費用弁償に関する規則(平成17年宮古島市規則第39号)別表第2その他の特別職の非常勤職員欄の規定による。

(任期)

第6条 委員の任期は、委嘱又は任命の日から基本構想・基本計画策定の日までとする。

(会議)

第7条 委員会の会議は、委員長が招集し、委員長が議長となる。

2 会議は、委員の半数以上が出席しなければ開くことができない。

3 委員長は、委員が欠席の場合、当該委員の代理者の出席を認めることができる。

(庁内検討委員会)

第8条 委員会に宮古島市総合庁舎整備事業基本構想・基本計画庁内検討委員会(以下「庁内検討委員会」という。)を置き、第2条に規定する所掌事務について検討させ、その結果を委員会に報告させるものとする。

2 庁内検討委員会の組織は、別に定める。

(関係機関等の協力)

第9条 委員長は、会議における審議の参考のため必要と認める場合には、会議に関係機関等の出席を求め、その説明又は意見を聴き、資料提出等の協力を求めることができる。

(庶務)

第10条 委員会の庶務は、企画政策部振興開発プロジェクト局において処理する。

(補則)

第11条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が委員会に諮って定める。

附 則

この訓令は、公布の日から施行する。

■委員名簿

	所属	役職	氏名	備考
1	国立大学法人琉球大学	名誉教授・工学博士	池田 孝之	委員長
2	NPO 法人バリアフリーネットワーク会議	法人代表	親川 修	
3	宮古島商工会議所	専務理事	砂川 恵助	副委員長
4	宮古島観光協会	専務理事	池間 隆守	
5	宮古青年会議所	理事長	新里 政作	
6	宮古島市社会福祉協議会	事務局長	下地 信広（平成 28 年度） 大城 博紀（平成 29 年度）	
7	宮古島市都市計画審議会	副会長	友利 悦裕	
8	沖縄県建築士会宮古支部	支部長	福原 光勇（平成 28 年度） 長濱 毅（平成 29 年度）	
9	宮古地区婦人連合会	会長	島尻 清子	
10	宮古土木事務所	建築班長	金城 利一	
11	宮古島市	振興開発プロジェクト局長	多良間 雅三（平成 28 年度） 砂川 一弘（平成 29 年度）	
12	宮古島市	企画政策部長	友利 克	
13	宮古島市	総務部長	宮国 高宣	
14	宮古島市	建設部長	下地 康教	
15	宮古島市	福祉部長	豊見山 京子（平成 28 年度） 下地 律子（平成 29 年度）	

■開催日程

- 第 1 回 平成 29 年 1 月 13 日（金）
- 第 2 回 平成 29 年 2 月 23 日（木）
- 第 3 回 平成 29 年 8 月 3 日（木）
- 第 4 回 平成 29 年 10 月 24 日（火）

(4) 策定経緯

年度	月日	内容
平成 28 年度	12 月 26 日 (月)	■ 第 1 回 庁内検討委員会開催
	1 月 13 日 (金)	○ 第 1 回 策定委員会開催
	職員アンケート実施	
	2 月 14 日 (火)	■ 第 2 回 庁内検討委員会開催
	2 月 23 日 (木)	○ 第 2 回 策定委員会開催
	2 月 28 日 (火)	▲ 第 1 回 庁舎等建設委員会開催
	市民アンケート実施	
	平成 29 年度	5 月 25 日 (木)
6 月 30 日 (金)		▲ 第 3 回 庁舎等建設委員会開催
候補地の優先順位を市長に答申		
7 月 18 日 (火)		■ 第 3 回 庁内検討委員会開催
8 月 3 日 (木)		○ 第 3 回 策定委員会開催
8 月 30 日 (水)		基本構想を市長に報告
市役所の位置を定める条例改正が可決 (9 月定例議会)		
10 月 10 日 (火)		■ 第 4 回 庁内検討委員会開催
10 月 24 日 (火)		○ 第 4 回 策定委員会開催
11 月 21 日 (火)		基本計画を市長に報告